

八戸市市有施設等における
受動喫煙防止対策ガイドライン



令和7年4月改定

目次

第Ⅰ章	はじめに	1
1	改訂の背景	1
2	受動喫煙による健康への影響	1
3	受動喫煙対策の基本的な考え方	2
第Ⅱ章	八戸市における受動喫煙防止対策	4
1	基本方針	4
2	受動喫煙防止対策の具体的な取組	4
3	市有施設等管理者が行う対策	5
第Ⅲ章	関係法令	6

第 I 章 はじめに

1 改訂の背景

望まない受動喫煙^(※1)の防止を図ることを目的とした健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正健康増進法」という。）が平成 30 年 7 月に成立し、令和 2 年 4 月 1 日に全面施行されました。

市では、令和元年 6 月に「八戸市市有施設等における受動喫煙防止対策ガイドライン」を策定し、受動喫煙防止対策を推進してきましたが、改正健康増進法の全面施行を受け、令和 2 年 12 月に一部改訂をしました。これまでのガイドラインの基本的な考え方を踏襲しながら、令和 7 年度から開始する第三次八戸市健康増進計画との整合性を図り、より一層の受動喫煙防止対策を推進することを目的に当ガイドラインを改訂しました。

※1 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること

2 受動喫煙による健康への影響

たばこの煙には約 5,300 種類の化学物質が含まれており、そのうち約 70 種類が発がん性物質です。代表的なものとしては、依存性のあるニコチン、発がん性物質であるタール、酸素不足をもたらす一酸化炭素などがあります。

これらの有害物質は、喫煙者が吸い込む「主流煙」より、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」に多く含まれているため、周りの人に吸わせないように十分に配慮する必要があります。



受動喫煙による健康への影響	
成人	肺がん、脳卒中、虚血性心疾患
子ども	乳幼児突然死症候群(SIDS)、喘息の既往

主流煙中の物質を 1 とした場合の副流煙に含まれる化学物質の含有量

ニコチン	2.8 ~ 19.6倍
タール	1.2 ~ 10.1倍
一酸化炭素	3.4 ~ 21.4倍

※ たばこには、紙巻きたばこ、加熱式たばこ、電子たばこ、無煙たばここといったあらゆるたばこ製品を含む

【出典】厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」（平成 28 年）

3 受動喫煙対策の基本的な考え方

(1) 改正健康増進法の趣旨

改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めています。

また、基本的な考え方として、「望まない受動喫煙をなくす」「受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮」「施設の類型・場所ごとに対策を実施」の3つを示し、受動喫煙対策を推進しています。

(2) 改正健康増進法における施設の類型

改正健康増進法では、施設の類型に応じて必要な受動喫煙対策を実施することとされています。施設の類型には、「第一種施設」「第二種施設」「喫煙目的施設」があり、そのうち、第一種施設、第二種施設に属する施設は表1のとおりです。

表1 改正健康増進法で定める施設

類型	対象施設	対策
第一種施設	学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が利用する施設並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎	敷地内禁煙
第二種施設	多数の者が利用する ^(※2) 施設のうち、第一種施設以外の施設	原則屋内禁煙

※2 2人以上の者が同時に、または入れ替わり利用することを意味する。

＜第二種施設で屋外に喫煙可能区域を設置する場合の留意点＞

- ①望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とすること。
- ②利用者が多く集まるような場所には設置しないこと。
- ③施設の出入口付近等から極力（直線で30メートル以上）離すなど、必要な措置を講ずるよう努めること。
- ④たばこの煙が建物内や近隣施設等へ流れないように十分配慮すること。
- ⑤禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、たばこを吸わない人が、当該区域に立ち入ることがないように、ポスター等を掲示するなど必要な措置を講ずること。

(3) 改正健康増進法における国及び地方公共団体の責務等

- ①国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- ②国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- ③国は受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

(4) 青森県受動喫煙防止条例の趣旨

青森県は、以下の3つの基本理念を掲げた「青森県受動喫煙防止条例」を定め、受動喫煙防止施策を総合的かつ計画的に推進しています。また、県民は基本理念にのっとり、受動喫煙の防止の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する受動喫煙防止施策に協力するよう努めなければならないとされています。

<基本理念>

- ①受動喫煙による人の健康への影響についての理解が深められること
- ②未成年者及び妊産婦は受動喫煙により健康を損なうおそれが高いことを踏まえ、これらの者に対する特別の配慮がなされること
- ③県、市町村、県民、事業者等が相互に連携し、及び協力すること

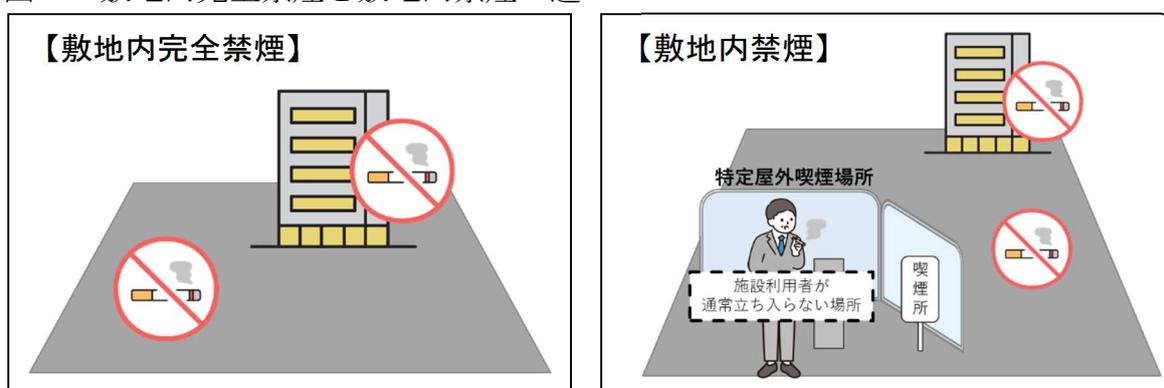
第Ⅱ章 八戸市における受動喫煙防止対策

1 基本方針

改正健康増進法及び青森県受動喫煙防止条例の趣旨を踏まえ、市有施設等における受動喫煙を防止するため、「敷地内完全禁煙」を目指します。また、第一種施設では特定屋外喫煙場所の設置を認めません。

市有施設は多くの市民が利用し公共性が高い施設であるため、完全に受動喫煙を防止する必要があること、また、当市ではCOPD（慢性閉塞性肺疾患）の死亡率が全国及び県よりも高く、受動喫煙がその一因と考えられることから、改正健康増進法及び青森県受動喫煙防止条例を上回る方針とします。

図1 敷地内完全禁煙と敷地内禁煙の違い



2 受動喫煙防止対策の具体的な取組

当市では、受動喫煙が健康に及ぼす影響について普及啓発に努めるとともに、望まない受動喫煙を防止するための環境整備を推進します。また、20歳未満と妊産婦への喫煙防止にも取り組み、令和16年度までに表2に掲げる目標項目の達成を目指します。

表2 第三次八戸市健康増進計画の目標値

No	目標項目	スタート値 (R4・R5)	目標値 (R16)
1	妊娠中の喫煙をなくす	1.6%	0%
2	育児期間中の両親の喫煙率の減少 (3歳児健康診査)	父	減少
		母	減少
3	喫煙の影響について教育している小学校の増加	35.7%	100%
4	20歳以上の者の喫煙率の減少	23.9%	12.0%
5	COPD(慢性閉塞性肺疾患)の死亡率の減少	21.9	13.7
6	受動喫煙防止対策をとっている者の増加	54.9%	増加

3 市有施設等管理者が行う対策

市有施設等管理者は、当ガイドラインに基づき必要な受動喫煙防止対策を講ずることとします。なお、第一種施設、第二種施設のほか、市有及び市管理の屋外空間（墓地、公園等）も市有施設等管理者が行う対策に含めます。

(1) 第一種施設

第一種施設は令和元年7月1日から「敷地内完全禁煙」とします。

ただし、民間施設の中の一部に当該施設がある施設^(※3)で当該市有施設部分を禁煙としている場合は、敷地内完全禁煙とみなします。また、中央卸売市場と水産事務所は民間事業者入居施設のため、特定屋外喫煙場所^(※4)の設置を可能とします。

※3 八戸ブックセンター、八戸駅市民サービスセンター、はちのへ観光案内所、図書情報センター

※4 第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示、その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所。図1参照。

(2) 第二種施設

現在、敷地内完全禁煙となっていない第二種施設は、敷地内完全禁煙を目指します。

(3) 市有及び市管理の屋外空間

現在、敷地内完全禁煙となっていない屋外空間は、敷地内完全禁煙を目指します。

表3 八戸市における対象施設と方針

類型	対象施設	当市の方針
第一種施設	小・中学校、病院、診療所、行政機関等	敷地内完全禁煙
第二種施設	多数の者が利用する施設のうち第一種以外の施設	
市有及び市管理の屋外空間	墓地、公園等	

第Ⅲ章 関係法令

年 月	内 容
平成 15 年 5 月 平成 25 年 7 月	健康増進法の施行（受動喫煙対策の努力義務） 「第 2 次健康はちのへ 21」策定 概要：喫煙領域において、妊産婦や子ども、未成年者のまわりではたばこを吸わないこと、受動喫煙が及ぼす健康影響について知識の普及を図る。
平成 30 年 7 月	「健康増進法の一部を改正する法律」成立 概要：望まない受動喫煙の防止を図るため、飲食店や事業所など多数の者が利用する施設は、当該施設等の一部を除いて喫煙が禁止され、当該施設の管理について権原を有する者が受動喫煙を防止するために行わなければならない措置や法律に違反した者に対し、罰則（過料）が課されることが定められる。
平成 31 年 1 月	「健康増進法の一部を改正する法律」一部施行（国及び地方公共団体の責務等）
令和元年 6 月 令和元年 7 月	「八戸市市有施設等における受動喫煙防止対策ガイドライン」策定 「健康増進法の一部を改正する法律」一部施行（第一種施設の敷地内禁煙）
令和 2 年 4 月 令和 2 年 12 月 令和 5 年 3 月	「健康増進法の一部を改正する法律」全面施行 「八戸市市有施設等における受動喫煙防止対策ガイドライン」改定 「青森県受動喫煙防止条例」制定 概要：受動喫煙を防止するための取組について、基本理念及び県、県民、事業者の責務等基本となる事項を定める。
令和 7 年 3 月	「第三次八戸市健康増進計画」策定 概要：喫煙分野、社会環境の質の向上の領域において、受動喫煙が健康に及ぼす影響の普及啓発を様々な機会や媒体を通じて行うとともに、望まない受動喫煙を防止する環境整備を推進する。
令和 7 年 4 月	「八戸市市有施設等における受動喫煙防止対策ガイドライン」改定

八戸市市有施設等における受動喫煙防止対策ガイドライン

令和元年6月策定

令和2年12月改定

令和7年4月改定

■編集・発行

八戸市 こども健康部 保健所 健康づくり推進課

〒031-0011 青森県八戸市田向三丁目6番1号

TEL 0178-38-0710 / FAX 0178-38-0735

E-mail : kenko@city.hachinohe.aomori.jp